

平成27年 5 月 29日

少 捜 第 2 9 5 号

警 察 本 部 長

さいたま少年鑑別所からの連戻援助請求に基づく連戻し実施要領の制定について

(概要)

本通達は、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条第2項及び第79条第5項の規定に基づく少年鑑別所からの逃走者等の連戻し要領に関し必要な事項を定めている。